

流山市家屋評価システム賃貸借及び保守に係る公募型 プロポーザル優先交渉権者審査基準要領

1 目的

この要領は、家屋評価システム賃貸借及び保守に係る公募型プロポーザルにおける参加事業者（以下、「参加者」という。）から、最も適した者を優先交渉権者として特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 特定方法

- (1) 審査は、別に定める要領により設置する「流山市家屋評価システム賃貸借及び保守に係る公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）」が、本要領に基づき行うものとする。
- (2) 審査会は、参加者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について審査項目ごとに審査を行い、評点数が最も高いものを優先交渉権者として特定する。
- (3) (2) の評点数が最も高いものが複数あるときは、「3 審査方法」に定める審査項目のうち企画提案審査の合計得点が最も高いものを優先交渉権者として特定する。

3 審査方法

(1) 審査項目

主な審査項目は次に示すとおりとする。

ア 書類審査

- ・システムの機能性
- ・業務実績

イ 企画提案審査

- ・価格評価
- ・システム導入及び運用支援
- ・情報セキュリティ対策
- ・システムの操作性及び利便性
- ・システムの拡張性

(2) 採点方法

ア 審査会委員1名につき100点満点の配点とし、各項目の得点は審査会委員5名の採点の平均点（小数点第2位以下四捨五入する。）とする。

イ (1) アに定める書類審査は機能要件仕様への適応状況並びに、提出された業務実績を基に採点を行う。

ウ (1) イに定める企画提案審査は事前に提出された企画提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容により審査する。

エ ア、イ、ウにより算出した各項目の得点を合計したものを総合評価点とし、その数値を当審査会における評点数とする。

(3) 配点

審査項目ごとの評価項目及び配点については別表「流山市家屋評価システム賃貸借及び保守に係るプロポーザル審査基準」によるものとする。

附則

本要領は令和5年4月4日から施行し、流山市家屋評価システム賃貸借及び保守の契約締結をもって失効する。

別表 「流山市家屋評価システム賃貸借及び保守に係るプロポーザル審査基準」

	項目	評価項目	配点
1 書類 審査	システムの 機能性	機能仕様書の要件への適合性と独自提案の有効性	20点
	業務実績	同種の業務の履行実績及び他市町村でのシステムの導入実績 ・機器の賃貸借を含むシステムの利用に係るもの ・同程度の人口規模の自治体での導入実績があるもの ・平成30年度から令和4年度の間業務実績があるもの	10点
2 企画 提案 審査	価格評価	見積額は業務内容に照らして適正に作成されているか。	10点
	システム導入及び運用支援	・システム導入や稼働に向けた体制やスケジュールの見込みは適切か。 ・障害発生時のサポート体制は構築されているか。 ・職員がシステムによる評価作業を容易に習得できるよう、独自の提案がなされているか。 ・「行政情報システム」などのDSKの提供する税システムとの連携実績があるか。	25点
	情報セキュリティ対策	・個人情報の取り扱いは適切か。 ・情報セキュリティ対策は有効かつ信頼性があるか。	15点
	システムの操作性及び利便性	システムの操作は容易に理解でき、業務の効率化が期待できるものか。	15点
	システムの拡張性	・ファイリングシステムなど他システムとのデータ連携が可能か。 ・将来的にシステムの利便性の向上が期待できるか。	5点
合計			100点

